

令和2年度 事業計画書

1 基本方針

わが国では少子高齢化が進み人口が減少している中で、継続雇用制度の義務化や介護保険制度の改定、ライフスタイルの多様化などその変化はめまぐるしいものがあります。また、企業においては労働力人口が減少する中、サービス業などの人手不足分野や介護、育児などの現役世代を支える分野において、高齢者が当該分野の担い手として活躍することが望まれています。

このような中、高齢者が社会の担い手として活躍できる場を提供することが社会的に求められています。シルバー人材センターは、こうした社会的要請の一翼を担いつつ、会員が生きがいをもって活躍できるよう、豊富な知識と経験を活かせる仕事を開拓し、これまで以上に働く意欲のある高齢者の受け皿とならなければなりません。そこで、従来の草刈り、植木剪定及び清掃業務に加え、「介護予防・日常生活支援総合事業などの要支援高齢者に対する事業」「学童保育支援などの子育て中の現役世代や子供たちへの支援事業」「人手不足の地元企業に向けた労働者派遣事業」及び「空き家管理事業の拡充」も多面的に取り組みます。

また、公益法人として法令遵守の立場から「不適正な請負契約における就業の是正」「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業の是正」及び「安全就業の徹底」に向けて真摯に取り組みます。併せて、高齢退会及び後継者不足が顕著なことから、これらの職種に携わる会員の増強にも取り組みます。

今年度は、平成22年4月のセンター統合から10年が経過し記念事業を実施するにあたり、改めてシルバー人材センター設立の趣旨を再確認し、自主・自立・共働・共助の基本理念に基づいた会員の総意と主体的な参画により持続可能な組織運営を図っていきます。これまで以上に会員、役員及び事務局が一体となって問題解決に当たり、地域に根差した事業を積極的に展開していきます。

2 シルバー人材センター事業

(1) 就業機会提供事業

センターは、栃木市内に居住する60歳以上の不特定多数の高年齢者に対し、「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務」に係る就業の機会を次により提供します。

① 請負・委任

センター会員として登録した会員に対して、一般家庭や民間事業所、公共団体等から受注した仕事を「請負又は委任」契約により就業機会の提供を行います。

② 労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）との間で事業実施に関する協定を締結し、派遣労働を希望する会員に対し、派遣労働機会の提供を行います。

③ 職業紹介事業

連合会との間で事業実施に関する協定を締結し、求職者に対し、雇用就業を目的とした職業紹介を行います。

(2) 就業機会確保事業

センターは、委員会等で重点実施目標を定めて、次により、会員の確保、事業啓発、就業機会の確保等を実施します。

① 普及啓発事業

ア ホームページ、広報とちぎ、ケーブルテレビ等を通して入会案内や事業周知を図ります。

イ 会報誌「生きがい」を9月と2月に発行し会員の融和と連携を図ります。

ウ 栃木市主催の産業祭等の様々なイベントに積極的に参画し、PR活動や他団体との事業連携を行うとともに、会員の「ロコミ」による入会促進も図ります。

エ センター事業普及強化月間（10月）等に、地域社会貢献としてボランティア活動等を行います。

オ 福祉・家事援助や軽作業など、女性特有の技能等を活かした就業機会の拡大と会員募集PRに努め、女性会員の親睦を図る交流会を開催します。

カ 草取り、草刈り、植木剪定及び清掃業務会員の高齢退会及び後継者不足が顕著なことから、これらの職種に特化した会員募集を行います。

② 安全・適正就業推進事業

ア 安全・適正就業委員会において、安全就業の確保と事故防止を推進し、傷害・賠償事故の撲滅を目指します。

イ 年2回、就業現場の安全パトロールを実施し、作業内容の確認、作業別安全就業基準の徹底を図ります。

ウ 職群班を対象とした安全就業研修会、交通安全に関する研修会等により安全就業意識の向上を図ります。

エ 健康に関する情報提供や定期健康診断の積極的受診を呼びかけ、健康管理の向上に努めます。

オ 就業のローテーション及びワークシェアリングを推進し、会員の就業機会の公平・平準化を図ります。

カ 労働者派遣、職業紹介事業など発注者の要請に対応した適正就業の推進に努めるとともに、不適正な請負契約における就業と、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲を著しく逸脱した就業を是正します。

③ 就業開拓事業

ア お客様満足度調査結果による地域のニーズや会員の特性、提案を踏まえた多様な就業機会の開拓を図り、「仕事を待つだけではなく、積極的にお客様のところに出向く」努力をします。

イ 社会の変化や政策等に沿った新たな事業、補助事業などをセンター、会員に無理のない範囲で採用、実施します。

ウ 需要の増大が見込まれる空き家管理業務の拡充を図ります。

④ 研修・講習事業

- ア 植木剪定、草刈り及び清掃等の講習会を開催し、技能・技術の向上を図るとともに新たな会員勧誘も図ります。
- イ 職群班ごとに接遇研修や事例発表などの意見交換を行い、「お客様第一」の精神を定着させ苦情ゼロを目指します。

⑤ 独自事業

- ア 刃物砥ぎ事業の拡大によりお客様確保を図るとともに、冬場の屋外作業会員が就業できる新たな独自事業の創出に努めます。
- イ 地域就業機会創出事業による栃木大通り沿線の空き家を活用した高齢者の居場所づくり事業の研究を進めます。

⑥ 相談・調査事業

- ア 企業、一般家庭に出向き就業状況を把握し、就業機会の平準化、未就業会員の解消並びに安全・適正就業について会員からの相談に適切に対応します。
- イ 役員、委員による先進地視察研修により、時代の変化を見据えた安定的なセンター運営を図ります。

⑦ 高齢者活用・現役世代サポート事業

- ア 育児支援分野や地域における人手不足分野等に係る取組を推進・拡大に努めます。

⑧ 介護予防・日常生活支援総合事業

- ア 調理、清掃、買物等の生活支援を中心とした「緩和した基準による訪問型サービス」提供事業者として実施します。
- イ 生活サポーター（あったかいご員）養成講座の受講を積極的に推進します。

3 法人運営

定款に定めるセンターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催します。また、センター統合10周年記念事業を開催します。

(1) 定時総会

事業報告及び決算などセンターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するために、事業年度終了後3か月以内に開催します。

(2) 理事会

事業執行や会員の入会承認などセンターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため年7回程度開催します。

(3) 委員会

総務委員会、広報・女性委員会及び安全・適正就業委員会の設置により、センターの組織活動の充実を図り効果的に運営するため年3回程度開催します。

(4) 正副理事長・事務局長会議及び事務局会議

センターの円滑な運営、諸施策の原案策定及び情報の共有と協力体制を図るため随時開催します。

(5) センター統合10周年記念事業

設立趣旨を再確認するため会員の総意と主体的な参画により開催します。